

議案第108号

石岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例  
の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月27日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員配置基準を改正するため。

## 石岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

石岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成27年石岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「常勤の職員の員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。